

## 盛岡市公設浄化槽事業土地使用承諾書

盛岡市上下水道事業管理者 様

盛岡市公設浄化槽条例に基づく設置の申請にあたり、土地の使用に関して、下記のとおり承諾します。

令和 年 月 日

(設置申請者) { 住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称及び代表者名

印

(※設置申請者が土地所有者でない場合)  
(土地所有者) { 住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称及び代表者名

印

- 1 公設浄化槽の設置に係る土地を無償で盛岡市上下水道局の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該公設浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課はこれまでどおり土地所有者等の負担とします。
- 2 公設浄化槽本体及び所定の電気設備の維持管理は盛岡市上下水道局が行い、その維持管理並びに設置又は補修工事のため、盛岡市上下水道局の職員又は盛岡市上下水道局から委任を受けた者が当該土地に立ち入ることを承諾します。
- 3 公設浄化槽の浄化槽本体又は送風機又はこれに付属する電気設備等を移動し、又は撤去する場合は、事前に市と協議します。  
また、自己の都合により公設浄化槽の浄化槽本体又は送風機又はこれに付属する電気設備等を移動し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 4 公設浄化槽が設置された住宅、土地、排水設備の権利を移転するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出るとともに、使用条件のすべてを譲受人に継承するものとし、
- 5 公設浄化槽が設置された住宅の規模又は用途を変更しようとする場合は、あらかじめ、その旨を盛岡市上下水道事業管理者に届け出るものとし、